

浜岡原子力発電所 原子力規制委員会設置法附則に基づく届出について  
(原子炉設置許可申請書添付書類の一部の記載を本文へ記載)

2013年12月4日

当社は、本日、原子力規制委員会設置法附則の規定に基づき、浜岡原子力発電所1～5号機の原子炉設置許可について、すでに許可をいただいている添付書類九、および添付書類十に記載されている事項などを、新たに設置許可申請書本文の九号および十号として記載するため、以下のとおり原子力規制委員会へ届出をおこないましたのでお知らせします。

なお、新規制基準への適合性に係る申請については、今年度内のできるだけ早い時期に申請ができるように、必要な準備を進めております。

＜経緯＞

2013年7月8日に原子炉等規制法※が改正され、設置許可申請書に以下の事項を記載することが新たに規定されました。

- ①発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- ②発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

なお、原子力規制委員会設置法附則により、原子炉等規制法の施行後6ヶ月以内(2014年1月7日まで)に、上記事項を設置許可申請書本文に新たに記載し、原子力規制委員会へ届出することが規定されました。

＜届出の概要＞

- 添付書類九に記載していた放射線管理、放射性廃棄物の廃棄、および平常時被ばくの評価条件と評価結果を設置許可申請書本文の九号に、また、添付書類十に記載していた運転時の異常な過渡変化および事故の評価条件と評価結果を設置許可申請書本文の十号に新たに記載します。
- 届出においては、届出書に添付書類九および添付書類十も添付することが規定されております。そのため、これまでの運用や制度の変更などを反映した添付書類九および添付書類十を添付しております。

※ 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

以上